

岩手県告示第732号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成23年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 御所ダム貯水池周辺
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年11月14日から平成24年3月9日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量）